

「かなしん よろず相談承り処」 オープン記念定期預金 [単利型]

平成 30 年 3 月 22 日現在

1. 商品名 (愛称)	・「かなしん よろず相談承り処」 オープン記念定期預金 〈M型〉 (スーパー定期) [単利型]
2. 販 売 (1) 販売対象 (2) 販売期間 (3) 販売総額	・個人・法人 ・平成 30 年 3 月 22 日 (木) から平成 30 年 7 月 31 日 (火) まで ・100 億円 (大口定期との合計) (総額 100 億円に達した時点で、販売を終了とさせていただきます。)
3. 期 間	・3 年 ・自動継続 (元金継続のみ) でのお取扱いに限ります。 ・利息を預金口座に入金しますので、預金口座をお持ちでない方は口座の開設が必要になります。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・おひとり 1 口座につき 100 万円以上 1,000 万円未満 ・新規資金での預入に限らせていただきます。 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の「店頭表示の自由金利型定期預金〈M型〉の利率に 0.20% を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続時における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
7. 税 金	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます (ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 *平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のはマル優の取扱いができます。 ・個人のは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、《説明書》預金編別紙の表1の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 <p>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～18時、電話0120-046801)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・販売期間は平成30年7月31日(火)までですが、販売総額に達した時点で、販売を終了とさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、普通預金無利息型)を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます)。

「かなしん よろず相談承り処」オープン記念定期預金 [複利型]

平成 30 年 3 月 22 日現在

1. 商品名 (愛称)	・「かなしん よろず相談承り処」オープン記念定期預金 〈M型〉(スーパー定期) [複利型]
2. 販 売 (1) 販売対象 (2) 販売期間 (3) 販売総額	・個人の方に限ります。 ・平成 30 年 3 月 22 日 (木) から平成 30 年 7 月 31 日 (火) まで ・100 億円 (大口定期との合計) (総額 100 億円に達した時点で、販売を終了とさせていただきます。)
3. 期 間	・3 年 ・自動継続 (元金継続のみ) でのお取扱いに限ります。 ・利息を預金口座に入金しますので、預金口座をお持ちでない方は口座の開設が必要になります。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・おひとり 1 口座につき 100 万円以上 1,000 万円未満 ・新規資金での預入に限らせていただきます。 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の「店頭表示の自由金利型定期預金〈M型〉の利率に 0.20% を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続時における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 か月毎の複利計算です。
7. 税 金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます (ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 *平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% 上乗せした利率)



10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、《説明書》預金編別紙の表 1 の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～18時、電話 0120 - 046801)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話 03 - 3581 - 0031)、第一東京弁護士会(電話 03 - 3595 - 8588)、第二東京弁護士会(電話 03 - 3581 - 2249)、神奈川県弁護士会(電話 045 - 211 - 7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03 - 3517 - 5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・販売期間は平成 30 年 7 月 31 日(火)までですが、販売総額に達した時点で、販売を終了とさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、普通預金無利息型)を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して 1,000 万円までとその利息が保護されます)。

「かなしん よろず相談承り処」オープン記念定期預金

平成 30 年 3 月 22 日現在

1. 商品名 (愛称)	・「かなしん よろず相談承り処」オープン記念定期預金 (大口定期)
2. 販 売 (1) 販売対象 (2) 販売期間 (3) 販売総額	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・法人 ・平成 30 年 3 月 22 日 (木) から平成 30 年 7 月 31 日 (火) まで ・100 億円 (スーパー定期単利型・複利型との合計) (総額 100 億円に達した時点で、販売を終了とさせていただきます)
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年 ・自動継続 (元金継続のみ) でのお取扱いに限ります。 ・利息を預金口座に入金しますので、預金口座をお持ちでない方は口座の開設が必要になります。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・おひとり 1 口座につき 1,000 万円以上 ・新規資金での預入に限らせていただきます。 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の「店頭表示の自由金利型定期預金 (大口定期) の利率に 0.20% を加えた利率」を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続時における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率により計算します。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。 ・*平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金が源泉分離課税されます。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	_____

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、《説明書》預金編別紙の表2の預入期間に応じた期限前解約利率により預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～18時、電話0120-046801)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)、神奈川県弁護士会(電話045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 販売期間は平成30年7月31日(火)までですが、販売総額に達した時点で、販売を終了とさせていただきます。 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、普通預金無利息型)を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息が保護されます)。